

商品概要説明書

当座貯金（専用約束手形口）

(2019年10月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	○当座貯金 ※お客様からのご依頼により、決済資金をお預かりし、専用約束手形の支払いを行うための口座です。
2. 販売対象	○個人、法人および団体（任意団体除く。）
3. 期間	○期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○随時預け入れできます。 ○1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○専用約束手形により随時払い戻します。
6. 利息	○無利息となります。
7. 手数料	○専用約束手形用紙代金は店頭に備え置く手数料等一覧に記載します。
8. 付加できる 特約事項	—
9. 貯金保険制度 (公的制度)	○貯金保険制度により全額保護されます。
10. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または総務部（電話：054-288-8416）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）

<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○口座開設にあたり、所定の審査が必要となります。 ○この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約できます。ただし、当 J A に対する解約の通知は書面によるものとします。 ○この取引が終了した場合には、その終了前に振出された専用約束手形であっても、当 J A はその支払い義務を負いません。 ○前項の場合には、未使用の専用約束手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。 ○呈示された手形、小切手は、呈示日の 13 時までには当座勘定に受け入れたまたは振込みされた資金により支払います。ただし 13 時以降に入金した資金であっても、当組合が認めた場合には支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。
-----------------------	--

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 静岡市